

教育施設へ入所した後の手続き等

★届出が必要な場合★

次のような時には、必ず子ども未来課へ届出をお願いします。届出内容によっては、無償化の適用（0～2歳児のみ）や副食費免除の可否が変更となる場合があります。また、施設独自の手続きが必要となる場合がありますので、各施設にもお問い合わせください。

- （１）幼稚園・認定こども園を退所するとき。
- （２）住所を変更したとき。（市内の転居、市外への転出）
- （３）保護者の婚姻や離婚、祖父母と同居や別居など、家族構成が変わったとき。
- （４）市民税額が変更になったとき。
- （５）その他、入所に関する条件が変更となったとき。

※手続きに必要な書類

- ・申請者のマイナンバーカード 又は
申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの）
- ・その他（変更内容によって持参いただく書類が異なるため、転居や勤務先変更以外の変更内容の場合は、あらかじめ子ども未来課へお問い合わせください。）

★保育料★

幼児教育・保育無償化が開始され、基本的な利用者負担額は無償（未移行幼稚園は月額上限額あり）になりました。無償化の適用を受けるためには、市から認定を受ける必要があります（22ページ参照）。

なお、預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日8時間、年間200日に満たない）施設を利用している場合、預かり保育の他、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（預かり保育の上限額から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。対象施設は、利用している施設に直接確認するか行田市子ども未来課で確認してください。

●未移行幼稚園の場合（②③は新2・新3号の認定が必要）

- ①満3歳～5歳児：保育料・入園料（入園料は入園初年度に限り、月額に換算します）が月額25,700円まで無償
- ②保育を必要とする満3歳の市民税非課税世帯：預かり保育料が月16,300円または450円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償
- ③保育を必要とする3歳～5歳児：預かり保育料が月11,300円または450円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償

●新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合(②③は新2・新3号の認定が必要)

- ①満3歳～5歳児：無償
- ②保育を必要とする満3歳の市民税非課税世帯：預かり保育料が月 16,300 円または 450 円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償
- ③保育を必要とする3歳～5歳児：預かり保育料が月 11,300 円または 450 円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償

★実費徴収★

保育料以外に通常必要となる日用品、文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用等が各園から実費徴収されますが、金額や内容は施設によって異なりますので、詳細は各施設に確認してください。

★副食費の補助・免除★

満3歳～5歳児のうち、下記に該当する方は副食費が補助・免除されます（主食費は全児童から徴収します。）。なお、施設によって補助・免除の方法が異なります。

《対象者》

- ・市民税所得割額が77,101円未満の方
- ・小学校3年修了前のお子様を上から数えて3人目以降の児童

●未移行幼稚園の場合

未移行幼稚園は月 4,800 円まで『補助』になり、補助を受けるには申請が必要になります。4～8 月については、前年度対象だった方と新入園児、9～3 月については在園児（行田市在住）に園を通して補足給付費交付申請書を配布します。

●新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合

新制度に移行した幼稚園・認定こども園は『免除』になり、申請は必要ありません。該当する方には副食費免除のお知らせを送付します。なお、市民税所得割額の算出方法や参照年度は保育施設の保育料と同様です（16、17ページ参照）。該当する方には、4～8月分の副食費については毎年3月頃に、9月～翌年3月分の副食費については毎年8月頃に副食費免除のお知らせを送付します。